尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、創業時に必要な資金の負担を軽減することで、新たな事業の創出を促進し、雇用の拡大と地域経済の活性化を図るため、尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、尾鷲市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）平成２９年４月１日以降に、三重県が定める創業・再挑戦アシスト資金融資要綱に基づき、三重県信用保証協会の保証を付した融資を受けた者であること。

（２）市内に住所を有すること。

（３）本市の市税を滞納していないこと。

（４）市内に主たる事業所を有し、又は設置しようとする者であること。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、資金の融資を受けた者が三重県信用保証協会に支払った保証料の額に相当する額とする。ただし、当該額が１０万円を超える場合については、１０万円とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする創業者（以下「申請者」という。）は、融資が行われた日から３か月以内に尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）金融機関との金銭消費貸借契約書の写し

（２）償還予定（計画）表の写し

（３）市税等に係る納税証明書

（４）住民票抄本

（５）金融機関が発行する融資証明書（様式第２号）

（６）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の適否について速やかに決定し、尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）又は尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条　前条の規定による補助金の決定を受けた申請者は、尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付請求書（様式第５号）により補助金を請求するものとする。

　（補助金の返還等）

第７条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定された補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は交付を受けた補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

　（１）偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けた場合

　（２）繰上償還等により、三重県信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合

　（３）その他市長が補助金の交付が不適当と認めた場合

２　融資を行った金融機関は、前項各号に掲げる事実を発見した場合は、速やかに市長に報告するよう努めるものとする。

（融資にかかる繰上償還等）

第８条　補助金の交付決定を受けた者は、融資の返済過程において繰上償還等を行うことで三重県信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合、尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金変更交付申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定による補助金変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金変更交付決定通知書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付申請書

　　年　　月　　日

尾鷲市長　様

住所

氏名　　　　　　　 　　　　　　㊞

尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付要領第４条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、尾鷲市から補助金を受け取った後、繰上償還等により三重県信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合は、速やかに尾鷲市へ補助金の全部又は一部を返還することを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 借入金融機関名 |  |
| 交付申請金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 融資額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 保　　証　　料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 償　還　期　間 | 　　　　　年　　 月　　 日　～　　年　　　月　　　日 |
| 添付書類 | １　金融機関との金銭消費貸借契約書の写し２　償還予定（計画）表の写し３　市税等に係る納税証明書　（現在に至るまで尾鷲市に未納が無いことの証明）４　住民票抄本５　金融機関が発行する融資証明書（様式第２号）６　その他市長が必要と認める書類 |
| 担当課所見 |  |

|  |
| --- |
| （参考）尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金付属書 |
| 事業の内容 |  |  |
| 商号（個人）会社名（会社） | 　 |
| 創業（予定）年月日 | 　 |
| 業　　　種 | 　 |
| 店舗の所在地 | 　 |
|  |  |  |
| 補助金の額 |  |  |
| 補助金対象枠 | 創業　・　再挑戦　（いずれかに〇） |
| 融　資　額 | 　　　　　　　　 円 |
| 保　証　料 | 　　　　　　　　 円 |
| 補助金交付申請額 | 　　 　　　　　　　　　　　　 円 （上限額10万円） |

様式第２号（第４条関係）

融　　資　　証　　明　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債務者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 融資額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 融資日 | 　　　　　　　　　　年　　 　月　 　　日 |
| 償還期間 | 　　年　　月　　日　　　～　　　年　　月　　日 |
| 保証料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 上記保証料払込日 | 　　　　　　　　　　年　　 　月 　　　日 |
| 資金用途 | 設備資金　　　　　　　　円 | 運転資金　　　　　　　　円 |
| 融資制度の名称 | 三重県創業・再挑戦アシスト資金制度 |

　上記のとおり相違ないことを証明する。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　取扱金融機関名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第３号（第５条関係）

尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付決定通知書

　　尾鷲市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　申請人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付要領第５条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尾鷲市長　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 交付年度 | 年度 |
| 交付金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付予定時期 | 年　　　　月 |
| 交付条件 | １　償還期間等の変更をするときは、市長の承認を受けること。２　当事業等を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 |

様式第４号（第５条関係）

尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金不交付決定通知書

　　尾鷲市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　申請人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については下記の理由により不交付とすることに決定しましたので、尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付要領第５条の規定により通知します。

（理　由）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尾鷲市長　　　　　　　　　㊞

様式第５号(第６条関係)

尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

尾鷲市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付要領第６条の規定により、　　年　　月　　日付け尾鷲市指令　　第　　号で交付の決定を受けた補助金について、下記のとおり請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　金　額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |

振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種別 | 　１.普通預金　　　　２.当座預金 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義人 | （ふりがな） |
| 添付書類 |  尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金交付決定通知書の写し |

様式第６号（第８条関係）

尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金変更交付申請書

　　年　　月　　日

尾鷲市長　様

住所

氏名　　　　　　　 　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付け尾鷲市指令　　第　　　号で交付の決定の通知を受けた尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金について、申請事項を下記のとおり変更したいので、承認願いたく尾鷲市補助金等交付規則第９条第１項の規定により、申請します。

記

１　変更前の交付決定金額 円

　　変更交付申請金額 円

様式第７号（第８条関係）

尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金変更交付決定通知書

　　尾鷲市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　申請人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました尾鷲市創業支援融資助成事業費補助金については、尾鷲市補助金等交付規則第９条第２項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定しましたから通知します。

記

１ 変更前の交付決定額 円

 変更後の交付決定額 円

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　尾鷲市長　　　　　　　　　㊞